監査公告第15号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定による 産業振興部の定期監査を加賀市監査基準(令和2年加賀市監査委員告示第1号)に 準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和6年2月29日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

産業振興部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和6年1月10日から令和6年2月9日まで

第3 監査の対象

産業振興部(観光交流課、加賀山代温泉財産区、文化振興課、石川県九谷焼美術館、商工振興課、企業誘致室、農林水産課、環境課、環境美化センター)

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) コロナ禍後のインバウンドを含めた誘客事業が効果的に進められているか。
- (4) 都市交流事業の基準が明確になっているか。
- (5) 文化振興事業が旧山中地区を含め一体に進められているか。
- (6) 農業事業においてブランド戦略の強化・地産地消の推進が効果的に行われているか。
- (7) リスキリング促進事業が効果的に進められているか。
- (8) 企業誘致業務の基本方針に合理性があり、今年度の活動実績が適切に進捗管理されているか。
- (9) 旧山中美化センター及びグリーンシティ山中の今後の方針が定まっているか。
- (10) 加賀市版 RE100 推進事業の情報発信が十分に行われているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。(事情聴取の主な項目は別記のとおり)

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該

監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別記

産業振興部 定期監査 事情聴取の主な内容

- 1. 山代温泉財産区の大規模改修と経営状況について
- 2. 海外都市交流事業に係る国際交流基金について
- 3. 都市交流事業の基準について
- 4. インバウンド推進の令和6年度に向けた取り組みについて
- 5. 北陸新幹線敦賀延伸と誘客施策の展開について
- 6. 文化施設の修繕計画について
- 7. いしかわ百万石文化祭について
- 8. 九谷赤絵展と九谷焼振興について
- 9. 旧山中地区と一体になった文化施設の利活用について
- 10. 農業のブランド戦略の強化・地産地消の推進について
- 11. 次世代担い手農業者の確保・育成について
- 12. クマ・イノシシ対策について
- 13. 温泉駅南地区開発構想と農地について
- 14. 農地バンクについて
- 15. 社会情勢に対応した経済対策について
- 16. リスキリング促進事業について

- 17. 温泉駅南地区開発構想の周辺商業地の影響について
- 18. 企業誘致と工業団地の拡張について
- 19. 国定公園の管理状況と観光への活用について
- 20. 旧山中美化センター及びグリーンシティ山中の今後の方針について
- 21. 加賀市版 RE100 推進事業の実施状況と情報発信について